



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

国外転出時だけではない制度

国外転出時課税については税制改正で話題になったため、その言葉を聞いた方も多いと思います。その方々の認識は「自分が持っている有価証券等の価額が1億円以上ある場合に、海外へ移住すると含み益を譲渡益とみなして課税されるのでしょ。」といったものです。

ご自身が出国した場合だけでなく、居住者が保有している有価証券等を贈与・相続・遺贈により非居住者に移転させた場合にも譲渡等があったものとみなして、含み益に課税されるのです。

つまり、有価証券等についての含み益についての課税もれを防ぐため、持ち主が居住者から非居住者というステータスに変更になる時点で含み益に課税されるということです。

(この有価証券等が1億円以上となるかどうかについては、全ての有価証券等の価額の合計額で判断され、今年末までは譲渡しても非課税の国債、地方債等や国外で所有等している有価証券等についても金額基準には含める必要があり厳しい基準となっています。)

この税制の創設背景には、キャピタルゲイン非課税の国である香港やシンガポールなどに出国して含み益のある株式を譲渡してから日本に帰国するという所得税逃れや事業承継のために親子ともども相続税・贈与税のない国に移住して5年超経過した後、親から子へ株式の贈与を行い、贈与税を逃れるといった事例が行われていたことがあります。確かにこれらは租税回避以外に合理性のない行為であることも多く、防ぐ必要はあったのですが、未だ譲渡収入が入っていない有価証券等について担税力を見出すことには非常に抵抗感があります。相続税・贈与税だけでも悩ましい話なのに、相続人・受贈(遺)者に非居住者がいた場合に、所得税まで考えないといけないとは、どれだけ納税資金に気を使わなければならないのでしょうか・・・。

マレーシアで消費税が導入されました！

マレーシアでは2015年4月1日より Goods and Services Tax (「GST」日本でいう消費税) が税率6%で導入されました。GSTの導入に伴い、個人所得税率が2015年度より最大3%、法人所得税率が2016年度より1%軽減されます。日本の消費税制度とはいくつかの点で相違がありますが主な相違点は以下のとおりです。

1. 軽減税率の適用

マレーシアでは物品・サービスにより6%課税物品、0%課税物品、免税物品とカテゴリーが分類されています。これは低所得者の担税力を考慮したものであり、主な生活必需品については0%課税物品にカテゴリーされています。一方、日本では将来の軽減税率について議論はされているものの、現在のところ導入はされておらず、単一の税率が適用されています。

2. インボイス方式

マレーシアの場合、GSTの仕入税額控除要件としてインボイス方式を採用しています。仕入の際に有効なタックスインボイスを入手しなければGSTの仕入税額控除を行うことができないため、タックスインボイスの記載要件を把握し、仕入先に対し有効なタックスインボイスの発行を求めることが重要となります。一方で、日本の仕入税額控除はインボイス方式ではなく、会計帳簿に基づいた帳簿方式が採用されています。今後は、将来の軽減税率適用の議論とともにインボイス方式採用の議論も高まっていくものと思います。

3. 申告期間

日本では基本的に年1回の申告ですが、マレーシアは年間売上高RM500,000以上の会社は毎月、それ未満の会社は3か月に1回の申告が求められています。